

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和3年2月26日（金）15:00～15:42
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|-------|-------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授 |
| 座長代理 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |
| 委員 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 委員 | 本間 正義 | 西南学院大学経済学部教授 |
| 委員 | 八代 尚宏 | 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授 |

<関係省庁>

- | | | |
|--|-------|-----------------------|
| | 庄司 裕宇 | 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長 |
|--|-------|-----------------------|

<提案者>

- | | | |
|--|-------|---------------|
| | 高橋 英樹 | 小千谷市農林課長 |
| | 大淵 和美 | 小千谷市農林課副参事 |
| | 戸田 幸正 | 長岡市錦鯉ブランド戦略室長 |

<事務局>

- | | | |
|--|--------|-----------------|
| | 眞鍋 純 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| | 山西 雅一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| | 佐藤 朋哉 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| | 黒田 紀幸 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| | 井上 卓己 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| | 落合 孝文 | 内閣府政策参与 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 「錦鯉特区」について
- 3 閉会

○黒田参事官 それでは、ワーキンググループを開始したいと思います。

本日は、「錦鯉特区」についてということでございます。農林水産省、小千谷市、長岡

市に御出席いただいております。

小千谷市と長岡市は、オンラインでの出席ということでございます。

また、委員の先生方ですが、原先生、八代先生、中川先生がオンラインで参加、あと、落合政策参与がオンラインで参加という形になってございます。

本日、資料は、原先生と農林水産省から御提出いただいております。いずれも公開ということでございます。

また、議事要旨につきましても、公開ということでございます。

それでは、よろしければ、八田先生のほうから議事進行を進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○八田座長 本日はお忙しいところをお越しくださいますとありがとうございます。小千谷市も長岡市もありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、農林水産省から御説明をお願いいたします。

○庄司課長 農林水産省農村計画課の庄司と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、私どもが頂いております錦鯉特区提案への対応につきまして、御説明を差し上げたいと思います。

お手元の資料の1のところを御覧ください。新潟県の小千谷市と長岡市から、錦鯉の養殖のため、農地を養鯉池にすることにしまして特区提案を頂戴しております。中身は、農地の一時転用、これは原則3年以内でやっておりますけれども、これを延長するように御提案を頂いているところでございます。

対応方針でございますけれども、今回は特区でやるというよりは一般的な仕組みとして対応したいと思っておりますが、農地を養殖池とする一時転用期間につきまして、局長通知で「10年以内」で更新もできるように延長するということにしたいと思っております。そして、いくつか条件というか要件を設けるような形でやりたいと思っております。

一つは、農地への復旧が容易であることでございます。

二つ目が、地域農業の振興に資するものであるということ、市町村との協定によって確保されるようにしていただくということ。

それから、担い手の営農と言いますか、利用集積に支障がない、営農が見込まれないことという、三つの要件でやりたいと思っております。

ちょっと説明が重複するかもしれませんが、裏側にポンチ絵を用意しております。錦鯉など、農地を活用して行う養殖業につきましては、地域によっては、農業と一体的に取り組みされて、地域の主要産業となっている場合があるということです。

本日、御参加いただいております小千谷市、長岡市では、錦鯉を飼う養鯉を江戸時代の文化・文政期から取り組んでおられていて、雪解け水なんかを貯水されて農業になくはない水の確保、融通を行うような役割も果たしつつ、まさに農業と一体的に発展してこられたと承知しております。

若干余談ですけれども、農村振興局では日本農業遺産に認定をさせていただいていると

いう取組でございます。こういった素晴らしい取組を支援するために特例を設けることにしているということでございます。

詳しい許可の取扱いについては若干繰返しになりますけれども、一時転用ということで、通常3年以内のものを10年で、再許可によって期間の更新も可能にするということと、許可の対象が内水面養殖のための一時転用ということでございます。

要件はさっき申し上げた三つほど、容易に農地への復元が可能であると。したがって、コンクリートを打ったりして戻すのが難しくなってしまうようなことはしていただかないということです。新潟県の錦鯉はコンクリートを張ったりしないで養殖されていると伺っていますので、そういう形で農地への復元が可能でやっただくということがまず1点です。

それから、地域農業との関係について市町村との協定を結んでいただくと。

それから、担い手による営農に支障がないと。そういう農地でということの三つの要件を設けさせていただいているということでございます。

そして、3月中に通知を発出して施行できればと考えているところでございます。

以上になります。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、小千谷市と長岡市の共同提案ですが、提案者側からの御意見を伺えますでしょうか。

○高橋課長 小千谷市農林課の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

今回、特区ということで提案させていただきましたけれども、当初は、先ほど農林水産省から説明があったように、養鯉と農業が一体ということで江戸時代から続いておりましたので、養鯉池を農地に位置付けられないかということが発端だったのですけれども、なかなかちょっと難しいところもあるということの中で意見交換させていただく中で、一時転用というアイデアが出てまいりました。当初の構想からは若干外れますけれども、この一時転用の運用緩和によりまして、農地を流動的に使うこともできますし、一番懸念しておりました農地を転用した後にまた再転用、農地に戻したときに田んぼのまま、また農地に戻せるということがこれで実現できますので、非常に有効な施策と考えております。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

あと、提案者の方からは他にはございませんか。

長岡市、どうぞ。

○戸田室長 長岡市の戸田と申します。よろしくお願いいたします。

この度の一時転用と言いますのは、今ほど高橋課長からも話がありましたが、当初の大きな構想とはちょっと違うところもあるのですけれども、今、コロナ禍で、需要の内容もちょっと変わってきている節もありまして、それが如実に見られています。かつては大きくて立派なものが主流だったのですけれども、このコロナ禍での影響だと思っております、

安価なものを、小さいものをより多くということも出てまいりました。

その点で言いますと、今回御提案いただきましたこの一時転用の緩和につきましては、広いところで稚魚を育てることができます。まさしくその需要に対応できるような生産体制が組めるということで、是非お願いしたいところでございます。

以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、あと、委員の方から御意見を伺いたいと思います。

原委員、どうぞ。

○原座長代理 ありがとうございます。

今回の一時転用を10年に延長するというのは前進だと思います。是非お願いしたいと思っています。その上で、先に二つコメントをして、別にあと、質問もしたいのです。

コメントの1点目、一時転用の延長は前進なわけですけれども、一方で、やはり元々の提案があったように、なぜ一時転用しか認めないのかという合理性は引き続き不明だと思っています。更なる緩和、恒常的に転用可能にするということについて、引き続き検討いただきたいと思っています。

それから、2点目です。私から今日、資料もお配りしておりますが、この農地転用については、錦鯉の養殖以外にも農家レストランの問題とか物流施設とか再エネ施設とか、様々な懸案の課題があります。問題は、こういったこれまでの農地転用についての制度を、個別の要望に応じて継ぎはぎして中途半端な対応がなされてきて、極めて整合性を欠く状態になっているということではないかと思っています。養殖池以外の課題についても念頭に置いて、是非農林水産省にお願いしたいのは、農業と地域の活性化の観点から、農地転用政策の体系的な再構築をやっていただきたいと思っています。農林水産省で既に検討会を開催されていると承知しております。そこのところ、早急に結論を頂けないかと。今年の成長戦略の策定に間に合わせる形で是非そういった結論を出していただけたらと思います。

それから、その検討と並行して私たちの特区ワーキンググループや規制改革推進会議などとの合同の会議での検討も是非させていただけたらと思います。

以上、結論から先に申し上げてしまっただけのコメントなのですが、農林水産省への質問は、今回この一時転用について、魚の養殖の池については10年間、特別に認めるということになるわけですが、このロジックは何なのでしょう。なぜ魚の養殖の池は特別なのか。

○八田座長 それでは、農林水産省、どうぞ。

○庄司課長 すみません。ちょっと御質問がよく聞こえなかったところがありまして、もう一回言っていただけますか。

○原座長代理 魚の養殖の池については特別に一時転用が10年間認められる理由は何でしょうか。すみません、確認ですけれども、これはやってくれることは大いに結構なのですが、ロジックとしてどういう整理をされているのかをお伺いできればと思います。

○庄司課長 説明で申し上げましたように、一つは、内水面での養殖業の政策支援の必要性であります。かつ、農地に復元する復元の容易性と言いますか、ずっと転用して別のものになってしまうのでは困りますので、復元が容易であるとか、あるいは地域と一体的にやっておられて、地域の農業の振興、地域の農業にも裨益するといったようなことがあるとか、あるいは全国にたくさん出てきてしまいますと、またそれはそれで農地の確保ということとの関係がありますので、どれぐらい広がるのかということとか、その諸々の事情を勘案して、特に、なかなか日本は土地がたくさんあるわけでもないの、そういうのをうまく合理的に使っていかうということ、内水面養殖については、今回こういう措置を講じるということ、判断をしているということ、ということでございます。

○八田座長 原委員、今のお答えでどうですか。

○原座長代理 それがまさに全般的な整合性が取れていないことが問題だと思っていると申し上げている点なのです。今おっしゃられたような理由、農地に復元することができるとか、地域との協力、政策的な支援の必要性があるということであれば、再エネの設備、風力なんかは全然認められないわけですが、こういったものについてはなぜ可能性がないのかとか、やはりそういう全般的な整合性が取られていないのではないかと思うのです。

また、政策的に支援をする必要があるということであれば、なぜ逆に今度は一時転用で10年以内しか認められないのか、恒常的に認めることはなぜできないのかといった考え方の整理を是非教えていただけたらと思います。多分私が今、整理をしている限りでも、考え方の整理はないのではないかと思うので、是非農林水産省の検討会できちんと議論いただけたらと思います。

○八田座長 農林水産省、どうぞ。

○庄司課長 整理はしたいと思いますが、営農型の太陽光発電も同じように農業と両立してやるということで、農業に裨益するのだとか、あるいはパネルは終わった後には撤去していただくようにしているということで、復元が容易である、復旧が容易であるといったようなこととか、期間も10年ということでやらせていただいていますし、整合は取れていないということもないのかなとは思いますが、それなりに政策支援の必要性もあるということでやっておるわけですが、いずれにしても整合と言いますか、きちんとした説明はできるようにする必要はあるなと考えているところです。

○八田座長 それでは、本間先生、お願いします。

○本間委員 この問題というのは非常に長い時間をかけているということ、承知していただいて、平成16年の新潟の中越地震まで遡って、その後、構造改革特区で何回も提案されては農林水産省に却下されてきたという歴史的経緯があるのですが、そのときに却下した理由と言いますか、当時の状況と今の状況がどう違っているのか。つまり今回、10年認めていただくことは非常に前進だとは思っているのですが、原委員はロジックと言われていたのですけれども、以前に構造改革特区で却下していたものを今回認めることになったその最大の理由というのは何かということについての質問が一点です。

それから、もう一つは、これは転用ですから、現場では農業委員会のマターなわけです。農業委員会が審議をして意見を具申するという手続を取るはずなのですが、当時、それから、今回について農業委員会がどういう判断をされたのか、どういう議論をしているのかということについてお知らせいただければと思います。

○庄司課長 ごめんなさい、議論というのは。

○本間委員 まずは、平成19年の時からでいいのですけれども、転用に関して、つまり農業委員会で議論されたことがあるのかないのか。特区案件ですから、農業委員会をすっ飛ばして農林水産省が許可を与えるか与えないかということを決めたのか。つまり現場での農業委員会の役割と、それから、こうした一時転用にしろ何にしろ、農地の権利移転に関しては農業委員会が何らかの対応をすると承知しているのですが、現場ではどのような対応をされたのかということについてお知らせください。

○庄司課長 まず、農業委員会の関与の仕方ですけれども、農業委員会は、これは通常の転用も同じですけれども、転用の許可権限を持っているのは原則、都道府県知事でありませう。

○本間委員 具申するという役割ですからね。

○庄司課長 そうです。市町村の農業委員会が具申するという役割を持っていますので、今後転用事案が出てまいれば、その際に農業委員会でチェックをされて意見を述べられるという役割になっているのかなと思っています。

○本間委員 本件に関しては農業委員会での議論というのは、農林水産省としては一切承知していないというか、現地ではなされなかったということですか。

○庄司課長 個別の農業委員会と我々が一対一で何か意見を聞いたりというのは。

○本間委員 でも、決定をすることにおいては、決定は都道府県知事なわけですけれども、そこに具申する話であっても、農業委員会が現場でその転用に関してどのような議論をされたのかということは、特区の判断を農林水産省がする場合に参考にはしないのですか。

○庄司課長 個別に農業委員会一個一個と話をしたわけではありませんけれども、全国農業会議所と言いまして、要するに農業委員会の全国団体がございませうけれども、そういうところとはこういう仕組みを作るということについてお話をしております。個別の農業委員会と話をできていないのは何か問題ですかね。

○本間委員 いや、まずは転用の話ですから、現場でどういう判断を下されたのか、あるいは議論されたのかということが非常に重要になってくると思うのです。だから、そういうことを一切現場では議論せず、構造改革特区、あるいは今回の国家戦略特区の場合でも、特区の話だから、言わばトップダウンでその判断を下すという形で進めてきたという理解でよろしいのですね。

○庄司課長 トップダウンというか、先ほど申し上げたように全国団体ですとか、あと、現地の小千谷市、長岡市とは話をしています。

○本間委員 では、要望としまして、その現場で農業委員会が何らかの議論をしたかどうか

かということについて調査してもらえませんか。

○庄司課長 調査ですか。

○本間委員 ええ。聞き取り、つまり、農業委員会でこの件に関して議論があったのかなかったのか、どういう議論がなされたのか、なされなかったのならなされなかったで結構です。

○庄司課長 何か御懸念の点があるということでしょうか。

○本間委員 いや、知りたいだけです。現場ではどういうふうを受け止めているのか。農地というのはやはり地域で守るべきところは守る、転用すべきところは転用するという議論がなされるべきだと思っています。

○庄司課長 個々の一件一件の判断とその制度のということですか。

○本間委員 いやいや、だから全部を調べろと言っているわけではなくて、今回はどうだったのだということです。これは要望です。

それから、もう一点は、さっき言ったように、この間、構造改革特区では却下して、今回認めるということの積極的な理由というのはどういうことだったのでしょうか。

○庄司課長 すみません。ちょっと今、直ちに答えは持っておりませんので、また後日の御回答でもよろしいですか。

○本間委員 そうですね。これは原座長代理が言われたように、やはり転用について様々な、言葉を選ばなくてはいけないのですけれども、場当たり的な転用許可を出しているようにしか見えないのです。ですから、ここはどういう見解があって、したがって、こういう理由でここは認める、認めないという議論がきちんとなされているのか、なされていないのか、そのときの判断基準は何なのかということをやはり議論しなくてはいけないと思いますので、その手がかりとしてもこの案件についてもっと深掘りしたいと思っています。

○八田座長 今、本間委員がおっしゃったことも原委員がおっしゃったことも、基本的には首尾一貫して基準があって、それに基づいて判断されているのだろうから、その背後の理屈を教えていただきたいということだと思います。基準が、途中で変わったかもしれないけれども、変わったのなら変わったで、今度整理したらどうかということだと思います。

ちょっと離れるかもしれませんが、先ほど原委員がおっしゃったことに対して、今回は太陽光も後で農地に戻すという条件で10年にしているし、それから、今回も農地に戻せるということだから10年にしたと、そういう意味で首尾一貫しているのだとおっしゃったけれども、温室のほうは下がコンクリートでもいいわけですよ。

○庄司課長 いや、そもそもいっぱい並んでいますが、全然違う仕組みのものが並んでいて、一時転用でやっているのは太陽光と養殖池なので、他の温室なんかと比べてどうだというのは、ちょっと違うような気がするのです。

○八田座長 全体的に農林水産省のお考えでの首尾一貫した基準を見せていただくと、今後こういう問題が出てくるときに時間をかけずに判断できるようになります。それが、

お二方が指摘されたことだと思うのです。

○庄司課長 それはもう少し慎重にされるべきだという御意見というふうに。

○八田座長 それはどちらもあるでしょうね。進める余地がある場合には、前もって分かるということもあると思います。

いずれにしても、まず現在の基準を明確にして、次にその基準がどうあるべきかというところが将来議論されるべきではないかと。それは特区だけではないと思いますよ。規制改革推進会議もあるし。

○庄司課長 すみません、我々も別にいい加減な運用をしているつもりはありませんで、きちんと整合的にやっているつもりではあるのです。

○八田座長 そのとおりですよ。だから、それをきちんと外にも分かるようにしていただければありがたい。

○庄司課長 ちょっとこういうふうにまとめてしまうと何かあれですけども、これは全然違う仕組みなので。

○八田座長 そうではないのならば、そのことがきちんと分かるように基準を整理していただけないでしょうかという議論だと思います。

原委員、どうぞ。

○原座長代理 一時転用と他のものを一緒にしているのがおかしいというふうに今、農林水産省がおっしゃったようなのですけれども、これは今回の養殖池についてなぜ一時転用なのかという点も含めてきちんと整理をすべきだということで、これをすべて並べているのです。

そして、太陽光についてのお話がありましたが、太陽光と養殖池とは全然違うわけです。営農型の太陽光というのは柱だけ建てるだけで、下は農地として使えるわけです。なので、これは規制改革推進会議の再エネのほうで別に議論をやっていますけれども、これは温室と同じ扱いでよろしいのではないのかと。別に転用許可の仕組みは必要ないでしょうという議論をしているわけです。

一方で、この養殖池について鳥小屋とどう違うのかが私にはよく分らないですし、少なくとも一時転用ではなくて恒常的に利用できるようにするという仕組みにしておかしくないのではないのかというのが、これがその右の欄に書いてあることです。一応補足だけ。

○八田座長 それでは、落合政策参与、どうぞ。

○落合政策参与 ありがとうございます。

私もお伺いしていて、基準のところはどういう形になっているのかというのがちょっと分かりにくい面があるなと思っております。その中で、例えば、一時転用の期間の延長の条件についても、例えば、営農が見込まれないけれども復旧がされるということだったりというものがありますが、これも普通に考えると、使われないのであれば、転用してもいいというふうにしてしまうほうがいいのではないかとも思います。こういうことも含めて、要件の設定の仕方も含めて、必ずしもよく整理されていないのではないかということもあ

ると思いますので、一時転用なのか恒久的な変更なのか、こういう点も含めて整理していただく必要があると思っています。

ただ一方で、今回の件については、御提案があるので、まず進めるべきだと思いますので、今回の件自体は速やかに進めていただいた上で、さらに全体の整理を進めていただくというのが適切なのではないかと考えております。意見です。

○八田座長 では、八代委員、どうぞ。

○八代委員 今、落合政策参与が言われたみたいに、今回の件は一時転用10年でいいと私も思います。そもそもロジックとしてなぜ一時転用でなければいけないかという点、先ほど言われたように、日本は農地がまだ不十分だから、将来の食料危機に備えて一時転用にしておいて、農地に戻す余地を作っておかないといけないというお考えでいいわけですか。日本はまだ農地が不十分だとさっきおっしゃいましたよね。

○庄司課長 土地が狭いので、なるべく農地について言えば、残せるものは残して確保したいと思っていますので、一時転用でやっていただけるものはなるべくそれが望ましいと思います。

○八代委員 けれども、日本の土地が狭いのに農林水産省としては、今、貴重な農地を、米農業を4割減反しているのです。家畜に食べさせるための米を作って、人間用の米は4割削減している。それで、日本は今、十分に食料はあるわけですね。また、これから少子高齢化でどんどん人口は減っていくわけで、だから、そういう人口動態の変化とかそういうことを無視して、昔の人口増加で食料危機があった時代と同じようにまだまだ日本の土地は狭いから土地は不十分だというような時代錯誤のことを言っていていいのでしょうか。やはり人口動態等を含めて食料の確保のための農地政策というのは考えるべきではないのでしょうか。そういう議論は農林水産省であるのですか。

○庄司課長 ございます。また資料はお示しできると思いますが、今の農地の面積ですと、食料が止まったときには今と同じ食生活を維持できるほどの生産の力があるわけでもありませんし、決して農地が余っているということにはならないのではないかと考えています。農地の確保は引き続き重要な課題だと思っています。

○八代委員 ただ、農地が余っていないなら貴重な農地をなぜ4割も減反できるのですか。減反しているということは4割余っているということではないのですか。

○庄司課長 ミスマッチがあるということですが、そのことと農地が総体で足りる、足りないというのはまた別の問題なのかなと思います。

○八代委員 とにかく農地が足りないことを大前提にして、農地の一時転用しかダメだと言っておられるわけですが、これは重要な問題で、どれだけ農地が必要なのかをきちんと示さないと、ロジックとしては成り立たないのではないですか。

○庄司課長 必要な農地の面積はまたお示しいたしますけれども、いずれにしても、要望がまず一時転用で、要するに、今の養鯉業は水田を掘って、また戻せるような形でやっておられるので、一時転用で延長を考えてほしいという要望を頂いておったので、それに沿

って我々は検討したままでありまして、無理やり一時転用に押し込めるとか、そういうつもりでやっているわけでもないのです。

○八田座長 委員の方たちがおっしゃっていらっしゃるのは、今回のことは今回のとおりで解決していただいて。

○庄司課長 そうなのですか。何か考え直したほうがいいように私には聞こえるのですけれども。

○八田座長 全然そんなことは誰もおっしゃっていないと思います。原委員は「今回の一時転用を10年に延長するというのは前進だと思います」、本間委員は「今回、10年認めていただくことは非常に前進だとは思っている」、八代委員は「今回の件は一時転用10年がいい」と言われたし、落合政策参与も同趣旨のことをおっしゃった。今回の件で一時転用を10年延期することに関しては、全員が一致して賛成です。

今回の件はこのように解決した上で、その後、基準の全体フレームワークを整理する必要があるのではないのでしょうかと、そういうことを皆さんは言ってらっしゃいますよね。これは特区の場だけではなく、規制改革推進会議とか、あるいは農林水産省の中でも検討しておられるのだと思いますけれども。

○庄司課長 もちろん検討しております。

○八田座長 それを明確にさせていただきたいということだと思います。

原委員、どうぞ。

○原座長代理 もう一回だけすみません。

八田先生が言われたとおり、今回の件は早急に進めていただければいいと思います。

一方で、私や他の委員の方々も全体の整合性とかロジックについてこだわっているのは、他にも課題があるのだと思います。今回、魚の養殖の池については政策的な支援が必要であるので特例的なことを認めるとおっしゃいましたが、そのほかにも政策的な支援の必要があるにもかかわらず阻まれているもの、たまたま錦鯉については議連が出来て、浮上したわけですが、そういったところまでまだ辿り着いていない課題は他にもあると思いますので、是非そういった全体の整理をしていただきたい。

今回のような養殖に関しても、それから、この特区で昨年来ずっと課題になっています宿泊施設付きの農家レストランなどに関しても、これは決して農業を犠牲にして他のことをやりましょうという話ではないわけです。こういった転用を認めることによって、そういったことができるようになることによって、農家が収入を高めることができる。それによって、農業が活性化する、地域がさらに活性化するといったことにつながっていくわけです。これまでの残念ながら継ぎはぎでなされてきた規制によって、そうした可能性が阻まれてきたのではないかという問題意識を持っています。

なので、最初に私は申し上げましたけれども、農林水産省で今なさっている検討会では是非早急にこの議論をいただきたいと思っているので、それを進めていただけますか。

○庄司課長 きちんと検討はしたいと思いますが、そもそも別に養鯉以外一切我々は認め

ないというつもりもありませんし、具体的なニーズなり政策的支援の必要性があれば、また検討する必要はあると思いますし、全部一斉に基準を緩和するという事なんかをおっしゃりたいのかもしれませんが、これはやはり具体的なニーズがあつて、かつ、さっき申し上げたようなことに一個一個どういうふうに答えるのかというのもきちんと詰めていきませんと、我々もどういう形で対応するのがいいのかという検討ができませんので、きちんとニーズなり実態を踏まえて判断していきたいと思っていますので、そこを御理解いただければと思います。

○原座長代理 今の具体的なニーズがあれば検討するというのは、これはまさにさっき本間先生のおっしゃられた点で、具体的なニーズが顕在化していても10年以上ですか、放置されることもあるわけですから。

○庄司課長 いやいや、あのときはそもそも一時転用の御提案ではなかったと思うのです。ちょっと正確には分かりませんが、要望の内容とかもそのときそのときで変わっていると思いますので、私も今、十分なお答えを持ち合わせていませんので、よく調べて御回答したいと思いますが、一時転用の議論をずっとしていたわけではなかったと思います。

○原座長代理 いや、元々一時転用の要望ではなかったにしても、こういった解決策がありますよということを示す可能性は十分あったわけですよ。それが全体の考え方の整備がなされていないのではないかと私が申し上げている趣旨です。

なので、是非今年の5月とか6月までにそういった検討をこの検討会でしっかりお願いできればと思っていますので、よろしくをお願いします。

○八田座長 庄司課長がおっしゃるとおり、具体的な案件が必要でそのときに判断するというのはそのとおりだと思います。何も一斉にもう何もかも今やってしまえということをお私どもは言っているわけではないのです。しかし、具体的な案件が出たときに判断する基準が明確になっている必要はある。もちろんそこからの裁量というものはあるでしょうけれども、何らかの基準がきちんとあつて、そこから判断できるようになっていると関係者すべてが助かる。そうすると、是非の判断についてすべて説明が付くし、新しく提案する人たちもこれならやれるのではないかと事前に予測可能になる。そういう基準についてこれから検討いただきたいということだと思います。

ですから、決して全部一斉に全面開放ということを行っているわけではないです。

○庄司課長 分かりました。

あと、すみません、先ほど御質問いただいた中で、今回の三つの要件ですね、農地への復旧が容易であるということと営農が見込まれないというところは不整合ではないかと御指摘いただきましたけれども、復旧が容易ということと、この三つ目の要件は、認定農業者とかの担い手による営農が見込まれないということなので、両者が整合していないということにはならないのではないかと考えていて、一番最後の要件は担い手への集積に支障がないという意味で置いていますので、御理解いただければと思います。

○八田座長 担い手の意味ですね。

○庄司課長 はい。

○八田座長 それでは、よろしいでしょうか。

今日の議論の結論を要約しますと、次のようになると思います。

まず、今回、新潟県の各市から提案されたことは、先ほど御回答いただいたように、局長通知で10年に延長していただく。

次に、そのあとで、農地転用に関する全体的な基準の整理を御検討いただく。

委員の方、他にございませんか。それでは、皆様、お忙しいところ本当にありがとうございました。